

○古賀市青少年育成市民会議事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、古賀市青少年育成市民会議（以下「市民会議」という。）に対し、古賀市青少年育成市民会議事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民会議の事業支援を図り、もって古賀市における社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年健全育成大会事業
- (2) 少年少女の主張作文事業
- (3) 思春期講演会事業
- (4) 花いっぱい活動事業
- (5) その他教育長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の補助対象事業に要する経費とし、教育長が予算の範囲内で定めるものとする。

(補助金の交付手続等)

第4条 補助金の交付手続については、この規則に定めるもののほか、古賀市補助金交付規則（平成31年規則第8号。以下「補助金交付規則」という。）の規定を準用する。この場合において補助金交付規則の規定中「古賀市長」とあるのは「古賀市教育委員会」とする。

2 補助金交付規則第5条の規定による補助金の交付決定を受けた市民会議が、当該決定を受けた補助対象事業の内容等を変更し、又はそれを中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ古賀市青少年育成市民会議事業変更（内容の変更・経費配分の変更・中止・廃止）承認申請書（様式第1号）により古賀市教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

3 古賀市教育委員会は、前項の申請を承認したときは、古賀市青少年育成市民会議事業変更承認書（様式第2号）により市民会議に通知するものとする。

(改正（平31教委規則第12号）)